



2022年2月14日

各位

会社名 フジコピアン株式会社
代表者名 代表取締役社長 光本 明
(コード 7957 東証第二部)
問合せ先 常務取締役管理部長 上田 正隆
電話番号 06-6471-7071

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の当社第72回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第5条(条文省略)	第1章 総則 第1条～第5条(現行どおり)
第2章 株式 第6条～第12条(条文省略)	第2章 株式 第6条～第12条(現行どおり)
第3章 株主総会 第13条～第15条(条文省略)	第3章 株主総会 第13条～第15条(現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 17 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>第 20 条～第 33 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 計算</p> <p>第 34 条～第 37 条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第 17 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>第 20 条～第 33 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 計算</p> <p>第 34 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 変更前定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 16 条(電子提供措置等)の新設</p>

現行定款	変更案
	<p><u>は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年3月29日（予定）
定款変更の効力発生日 2022年3月29日（予定）

以上